（受継の申立ての方式等・法第三十六条等）

第三十三条　法第三十六条第一項又は第三項の規定による受継の申立ては、書面でしなければならない。

2　前項の書面には、非訟事件の手続を受け継ぐ者が法令により手続を続行する資格のある者であることを明らかにする資料を添付しなければならない。

3　法第三十六条第一項又は第三項の規定による受継があったときは、裁判所書記官は、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

4　前三項の規定は、法第三十七条第一項の規定による受継について準用する。この場合において、第二項中「法令により手続を続行する資格のある」とあるのは、「当該非訟事件の申立てをすることができる」と読み替えるものとする。

（非訟事件の申立人の死亡等の届出・法第三十七条）

第三十四条　非訟事件の申立人に死亡、資格の喪失その他の非訟事件の手続を続行することができない事由が生じた場合において、法令により手続を続行する資格のある者がないときは、当該申立人又はその手続代理人は、その事由が生じた旨を裁判所に書面で届け出なければならない。

（送達・法第三十八条）

第三十五条　送達については、民事訴訟規則第一編第五章第四節の規定（同規則第四十七条の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第四十一条第二項中「訴状、答弁書又は支払督促に対する督促異議の申立書」とあるのは、「非訟事件の申立書、答弁書又は非訟事件手続法第二十条第二項（同法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の書面」と読み替えるものとする。

（書類の送付）

第三十六条　直送（当事者又は利害関係参加人（以下この条及び第四十五条第三項において「当事者等」という。）の他の当事者等に対する直接の送付をいう。以下この条及び第四十五条第三項において同じ。）その他の送付は、送付すべき書類の写しの交付又はその書類のファクシミリを利用しての送信によってする。

2　裁判所が当事者等その他の関係人に対し送付すべき書類の送付に関する事務は、裁判所書記官が取り扱う。

3　裁判所が当事者等の提出に係る書類の他の当事者等への送付をしなければならない場合（送達をしなければならない場合を除く。）において、当事者等がその書類について直送をしたときは、その送付は、することを要しない。

4　当事者等が直送をしなければならない書類について、直送を困難とする事由その他相当とする事由があるときは、当該当事者等は、裁判所に対し、当該書類の他の当事者等への送付を裁判所書記官に行わせるよう申し出ることができる。

5　当事者等から前項の書類又は裁判所が当事者等に対し送付すべき書類の直送を受けた他の当事者等は、当該書類を受領した旨を記載した書面について直送をするとともに、当該書面を裁判所に提出しなければならない。ただし、同項の書類又は裁判所が当事者等に対し送付すべき書類の直送をした当事者等が、受領した旨を他の当事者等が記載した当該書類を裁判所に提出したときは、この限りでない。

第三章　第一審裁判所における非訟事件の手続

第一節　非訟事件の申立て

（非訟事件の申立書の記載事項等・法第四十三条）

第三十七条　非訟事件の申立書には、申立ての趣旨及び申立ての原因（申立てを特定するのに必要な事実をいう。）を記載するほか、申立てを理由づける事実を具体的に記載しなければならない。

2　非訟事件の申立書に申立てを理由づける事実以外の事実を記載する場合には、できる限り、申立てを理由づける事実と区別して記載しなければならない。

3　申立てを理由づける事実についての証拠書類があるときは、その写しを非訟事件の申立書に添付しなければならない。

4　裁判所は、申立人に対し、前項の証拠書類の写しのほか、非訟事件の手続の円滑な進行を図るために必要な資料の提出を求めることができる。

（非訟事件の申立書の補正の促し・法第四十三条）

第三十八条　裁判長は、非訟事件の申立書の記載について必要な補正を促す場合には、裁判所書記官に命じて行わせることができる。

（非訟事件の申立書の却下の命令に対する即時抗告・法第四十三条）

第三十九条　非訟事件の申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された非訟事件の申立書を添付しなければならない。

（参考事項の聴取・法第四十三条）

第四十条　裁判長は、非訟事件の申立てがあったときは、当事者から、非訟事件の手続の進行に関する意見その他手続の進行について参考とすべき事項の聴取をすることができる。

2　裁判長は、前項の聴取をする場合には、裁判所書記官に命じて行わせることができる。

（申立ての変更の通知・法第四十四条）

第四十一条　申立人が法第四十四条第一項の規定により申立ての趣旨又は原因を変更した場合には、同条第三項又は第四項の規定による裁判があったときを除き、裁判所書記官は、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

第二節　非訟事件の手続の期日

（音声の送受信による通話の方法による手続・法第四十七条）

第四十二条　裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって非訟事件の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うときは、裁判所又は受命裁判官は、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

2　前項の手続を行ったときは、その旨及び通話先の電話番号を非訟事件の記録上明らかにしなければならない。この場合においては、通話先の電話番号に加えてその場所を明らかにすることができる。

（手続代理人の陳述禁止等の通知・法第四十八条）

第四十三条　手続代理人の陳述禁止等の通知については、民事訴訟規則第六十五条の規定を準用する。

第三節　事実の調査及び証拠調べ

（事実の調査の要旨の記録化・法第四十九条）

第四十四条　事実の調査については、裁判所書記官は、その要旨を非訟事件の記録上明らかにしておかなければならない。

（証拠調べ・法第五十三条）

第四十五条　非訟事件の手続における証拠調べについては、民事訴訟規則第二編第三章第一節から第六節までの規定（同規則第九十九条第二項、第百条、第百一条、第百二十一条及び第百三十九条の規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「直送」とあるのは「非訟事件手続規則第三十六条第一項の直送」と、同規則第百二十九条の二中「口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日又は進行協議期日」とあるのは「非訟事件の手続の期日」と、同規則第百四十条第三項中「第九十九条（証拠の申出）第二項」とあるのは「非訟事件手続規則第四十五条第三項」と読み替えるものとする。

2　法第五十三条第五項の規定により出頭を命じられた当事者が正当な理由なく出頭しない場合には、民事訴訟規則第百十一条の規定は、前項において準用する同規則第百二十七条ただし書の規定にかかわらず、当該当事者の勾引について準用する。

3　当事者等が第一項において準用する民事訴訟規則第九十九条第一項の証拠の申出を記載した書面を裁判所に提出する場合には、当該書面について直送をしなければならない。

第四節　裁判

（終局決定の確定証明書等・法第五十六条等）

第四十六条　第一審裁判所の裁判所書記官は、請求により、非訟事件の記録に基づいて終局決定の確定についての証明書を交付する。